

美濃加茂市看護師修学資金 貸与ガイドブック

令和7年度(2025年度)



Walkable City
Minakama

美濃加茂市健康こども部健康課

目次

美濃加茂市看護師修学資金貸与について

1. 制度のあらまし …………… P2
2. 申請方法について …………… P3
3. 貸与の決定について …………… P3
4. 貸与契約の締結について …………… P3
5. 貸与契約の解除及び休止について …………… P4
6. 修学資金の返還免除について …………… P4
7. 修学資金の返還について …………… P4
8. 届出について …………… P5
9. 修学資金申請書類チェック表 …………… P6
10. 修学資金貸与規則様式 …………… P9
11. 手続フロー …………… P11

氏名／生年月日	氏名	年	月	日	生
住所／電話番号	住所	TEL			
養成施設の名称					
貸与決定番号	年度	第	号		
貸与月額／期間	月額	円	／	年	月から 年 月まで
返還免除となる就業年限	<input type="checkbox"/> 3 年 / <input type="checkbox"/> 4 年				
返還免除予定年月日	年	月	日		
連 帯 保 証 人	氏名				
	住所	住所	TEL		
	氏名				
	住所	住所	TEL		

美濃加茂市看護師修学資金貸与について

1. 制度のあらまし

美濃加茂市では、市内医療機関の看護師の確保を図るため、看護師養成施設(看護専門学校、看護大学)に在学し、将来市内医療機関において看護職員の業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸与します。

看護師免許取得後、一定期間市内医療機関において勤務するなどの一定の条件を満たした場合には、この修学資金貸与金の返還を免除します。

《制度の概要》

貸与対象	下記の要件を満たす者 (1) 看護師養成施設の第1学年に在学していること。 (2) 美濃加茂市看護師修学資金貸与規則第3条様式2号「美濃加茂市看護師修学資金貸与者推薦書」により、当該養成施設の長の推薦を受けた者。 (3) 看護師養成施設に在学する者で、将来市内医療機関において看護師の業務に従事する意思を有すること。	
募集人数	予算の範囲内で毎年度決定する。	
貸与金額	養成施設種別	貸与額
	国又は地方公共団体が設置する看護師養成所又は看護大学	月額 30,000 円
	民間が設置する看護師養成所又は看護大学	月額 30,000 円
利 息	なし	
貸与期間	修業期間 看護大学 48 月 / 看護師養成所 36 月	
返還免除条件	(1) 当然免除(全額免除) 看護師免許取得後、遅滞なく市内医療機関に修学資金の貸与を受けた期間(48 月又は 36 月)において看護業務に従事すること。 (2) 裁量免除(一部免除) 市内医療機関にて看護業務に従事した期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に満たなかったとき、看護業務に従事することになった日に属する月から退職した日の属する月までの月数に、1 月の貸与額を乗じて得た額について、返還を免除します。 一部免除額 = 「勤務期間(月数) × 貸与月額」	
返 還 例	【例】 36月貸与(1,080,000円)を受けたが、24月しか就業しなかった場合、 免除額は720,000円 (24月×30,000円) 残債務は360,000円 (1,080,000円－720,000円)	

2. 申請について

(1) 申請期間 令和7年(2025年)4月1日(火)～5月31日(土)【消印有効】

(2) 申請方法

美濃加茂市看護師修学資金条例及び同例施行規則(以下、「規則」という。)に従い、申請期間内に書類の提出により申請してください。

提出する書類は下記のとおりです。

- ① 修学資金貸与申請書(規則第1号様式)
- ② 在学証明書(令和7年(2025年)4月1日以降のもの)
- ③ 養成施設の長の推薦書(規則第2号様式)
- ④ 身上調書(規則第3号様式)
- ⑤ 申請者の住民票の写し
- ⑥ 連帯保証人となるべき者の保証書(規則第4号様式) ※

※ 連帯保証人となる2人は、生計が別でなければなりません。

なお、連帯保証人に所得基準はありませんが、破産宣告を受けている方は連帯保証人になることができません。

(3) 書類提出先

〒505-0010 岐阜県美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

美濃加茂市健康こども部健康課 美濃加茂市看護師修学資金事務担当

※ 申請書などの様式は、美濃加茂市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.minokamo.lg.jp/soshiki/6/15594.html>

(4) 選考方法

書類選考(必要に応じ面接)

3. 貸与の決定について

(1) 貸与決定までの流れ

申請者から修学資金貸与申請書の提出があった後、書面(必要に応じ面接)にて審査を行います。審査結果は、修学資金貸与可否決定通知書(規則第5号様式)にて通知します。

(2) 修学資金の貸与

4月から9月までの月の分を9月に、10月から翌年3月までの月の分を同年3月に交付します。

4. 貸与契約の締結について

(1) 貸与契約締結までの流れ

美濃加茂市から修学資金貸与可否決定通知書(規則第5号様式)にて貸与決定通知を受けた申請者は貸与人(美濃加茂市)、借受人(申請者)、保証人2名において、看護師修学資金貸与契約書(規則第6号様式)により契約を締結します。

5. 貸与契約の解除及び休止について

(1) 貸与契約の解除

修学生が以下のいずれかに該当することとなった場合には、看護師修学資金貸与契約が解除となり修学資金の貸与が取り消されることとなります。

- ① 養成施設を退学したとき。
- ② 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- ③ 死亡したとき。
- ④ 虚偽その他不正な方法により修学資金の貸与を受けたことが明らかになったとき。
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったと市長が認めるとき。

(2) 貸与契約の休止

修学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、修学生が休学した日又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行なわない。

6. 返還免除について

返還免除には、(1)当然免除、(2)裁量免除 があります。

返還免除を受けようとする場合は、修学資金返還免除申請書(規則第15号様式)を提出してください。

審査結果は、修学資金返還免除決定通知書(規則第16号様式)又は修学資金返還免除不承認決定通知書(規則第17号様式)にて通知します。

【返還免除条件】

(1) 当然免除(全額免除)

免許取得後、遅滞なく市内医療機関にて看護業務に従事し、従事期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき、修学資金の返還を免除します。

(2) 裁量免除(一部免除)

市内医療機関にて看護業務に従事した期間が修学資金の貸与期間に相当する期間に満たなかったとき、看護業務に従事することになった日に属する月から退職した日の属する月までの月数に1月の貸与額を乗じて得た額について、返還を免除します。

一部免除額 = 「 勤務期間(月数) × 貸与月額 」

【例】

3年分貸与(1,080,000円)を受けたが、2年しか就業しなかった場合、
免除額は720,000円(=720,000円(貸与月額×24月)となり、残債務は360,000円となる。

7. 返還について

借受人が以下のいずれかに該当することとなった場合には、理由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。

※ 規則第6条の規定により修学資金が貸し付けられなかった期間を除き、第11条の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、当該猶予された期間を加算します。

- ① 修学資金貸与契約を解除されたとき。
- ② 養成施設を卒業した日から1年2月以内に看護師免許を取得しなかったとき。
- ③ 看護師免許を取得した後、遅滞なく市内医療機関において看護業務に従事しなかったとき。
- ④ 看護師免許を取得した後、遅滞なく市内医療機関において看護業務に従事し始めた後、死亡し、又は市内医療機関において看護業務に従事しなくなったとき。

(1) 返還の手続き

修学資金を返還しなければならないときは、返還事由が生じた日から起算して30日以内に看護師修学資金返還計画書(規則第11号様式)を提出してください。

(2) 返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、当該事項が継続する間、修学資金の返還が猶予されることがあります。

- ① 修学資金貸与契約が解除された後も引き続き養成施設に在学しているとき。
- ② 市内医療機関において看護業務に従事しているとき。
- ③ 進学、災害、疾病その他特別な事情により修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき。

(3) 返還の猶予の手続

修学資金の返還の猶予を受ける場合は、看護師修学資金返還猶予申請書(規則第12号様式)に返還猶予を受ける資格を有することが分かる書面(在学証明書、診断書、育児休業承認書など)を添えて提出してください。

提出された申請書を審査し、その結果を看護師修学資金猶予決定通知書(規則第13号様式)又は看護師修学資金猶予不承認決定通知書(規則第14号様式)にて通知します。

8. 届出について

(修学生)

以下のいずれかに該当する場合には、届出書にその事実が分かる書面を添えて、速やかに市長に届け出てください。

(届出書については、規則第19号様式から規則第21号様式による。)

- ① 氏名又は住所を変更したとき。
- ② 養成施設を退学したとき。
- ③ 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- ④ 養成施設を休学し、又は養成施設から停学の処分を受けたとき。
- ⑤ 養成施設に復学したとき。
- ⑥ 連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でなくなったとき。
- ⑦ 修学資金の貸与を辞退するとき。

(借受人)

- (1) 市内医療機関において看護業務に従事している間は、毎年10月1日現在の従事状況について現況届(規則第18号様式)を届け出なければなりません。

提出期限:毎年10月15日まで

- (2) 以下のいずれかに該当することとなった場合には、届出書にその事実を証する書面を添えて、速やかに市長に届け出なければなりません。

(届出書については、規則第22号様式から規則第28号様式による。)

- ① 氏名又は住所を変更したとき。
- ② 連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったとき又は連帯保証人が死亡したとき若しくは破産手続開始の決定その他保証人として適当でなくなったとき。
- ③ 養成施設に卒業したとき。
- ④ 看護師免許を取得したとき。
- ⑤ 市内医療機関において看護業務に従事したとき。
- ⑥ 看護業務に従事する市内医療機関を変更したとき。
- ⑦ 市内医療機関において看護業務に従事しなくなったとき。

⑧ 勤務している市内医療機関を休職し、又は復職したとき。

(3) 修学生又は借受人が死亡したとき

連帯保証人は、直ちに死亡・失踪届(規則第 29 号様式)を市長に届出なければなりません。

9. 修学資金申請書類チェック表

(1) 申請から実際に貸与を受けるまで

要件	提出書類
申請のとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金貸与申請書(規則第1号様式) <input type="checkbox"/> 在学証明書(令和7年(2025年)4月1日以降のもの) <input type="checkbox"/> 養成施設の長の推薦書(規則第2号様式) <input type="checkbox"/> 身上調書(規則第3号様式) <input type="checkbox"/> 申請者の住民票の写し <input type="checkbox"/> 連帯保証人となるべき者の保証書(規則第4号様式)
修学資金貸与決定通知書を受け取ったとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金貸与契約書(規則第6号様式) <input type="checkbox"/> 看護師修学資金貸与誓約書(規則第7号様式) <input type="checkbox"/> 修学資金振込口座申出書(規則第8号様式) <input type="checkbox"/> 通帳コピー
修学資金の貸与を受けたとき	<input type="checkbox"/> 借用証書(規則第9号様式)

(2) 貸付中

要件	提出書類
氏名又は住所の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金身分異動届(修学生)(規則第19号様式)
連帯保証人の氏名もしくは住所又は職業に変更があったとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金連帯保証人異動届(修学生)(規則第20号様式)
連帯保証人が死亡または破産手続きの決定を受けたとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金連帯保証人異動届(修学生)(規則第20号様式)
養成施設を変更したとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金修学生身分異動届(修学生)(規則第19号様式)

修学に堪えない病気、 負傷をしたとき(休学)	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金身分異動届(修学生) (規則第 19 号様式) <input type="checkbox"/> 診断書 ※ 返還手続きも行う
死亡、もしくは失踪したとき(連帯保証人から提出)	<input type="checkbox"/> 死亡・失踪届 (規則第 29 号様式) <input type="checkbox"/> 死亡診断書等 ※ 返還手続きも行う
休学後、退学したとき 停学処分を受けたとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金修学生身分異動届(修学生) (規則第 19 号様式)
復学したとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金修学生身分異動届(修学生) (規則第 19 号様式)
退学したとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金修学生身分異動届(修学生) (規則第 19 号様式) ※ 返還手続きも行う
修学に対し他の同種の資金の貸付又は支給を受けたとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金修学生身分異動届(修学生) (規則第 19 号様式) ※ 返還手続きも行う
修学資金の貸付を辞退したとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金貸与辞退届 (規則第 21 号様式) ※ 返還手続きも行う

(3) 貸付終了後

要件	提出書類
氏名又は住所の変更があったとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金被貸与者身分異動届 (規則第 22 号様式)
連帯保証人の氏名もしくは住所又は職業に変更したとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金連帯保証人異動届(被貸与者) (規則第 23 号様式)
連帯保証人が死亡又は破産手続きの決定を受けたとき	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金連帯保証人異動届(被貸与者) (規則第 23 号様式)
養成施設に在学しているとき	<input type="checkbox"/> 就業延期申請書 (規則第 10 号様式) <input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還猶予申請書 (規則第 12 号様式)
養成施設を卒業したとき	<input type="checkbox"/> 養成施設卒業(修了)届 (規則第 24 号様式)
免許を取得したとき	<input type="checkbox"/> 看護師免許取得届 (規則第 25 号様式)

免許未取得の場合 (猶予)	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還猶予申請書 (規則第 12 号様式)
免許未取得の場合 (返還)	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還計画書 (規則第 11 号様式)
市内医療機関に就業開始・継続した場合	<input type="checkbox"/> 業務従事開始届 (規則第 26 号様式) <input type="checkbox"/> 業務従事市内医療機関変更届 (規則第 27 号様式)
免許取得後、遅滞なく 市内医療機関に就業し 貸付期間以上看護業務に 従事した場合(全額免除)	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還免除申請書 (規則第15 号様式)
市内医療機関での従事が 貸付期間に満たず終了し た場合(一部免除)	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還免除申請書 (規則第15 号様式)
病気、負傷その他やむを得ない理由で返還が困難な場合	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還猶予申請書 (規則第 12号様式) <input type="checkbox"/> 看護師修学資金被貸与者身分異動届 (規則第22号様式)
育児休業する場合	<input type="checkbox"/> 看護師修学資金返還猶予申請書 (規則第 12号様式) <input type="checkbox"/> 看護師修学資金被貸与者身分異動届 (規則第22号様式) <input type="checkbox"/> 育児休業を証明する書面
現況の報告	<input type="checkbox"/> 現況届 (規則第 18 号様式)
看護業務の従事をしなくなったとき	<input type="checkbox"/> 業務従事廃止届 (規則第 28 号様式)

【各種書類の提出先】

〒505-0010

美濃加茂市健康のまち一丁目2番地

美濃加茂市役所 健康こども部 健康課

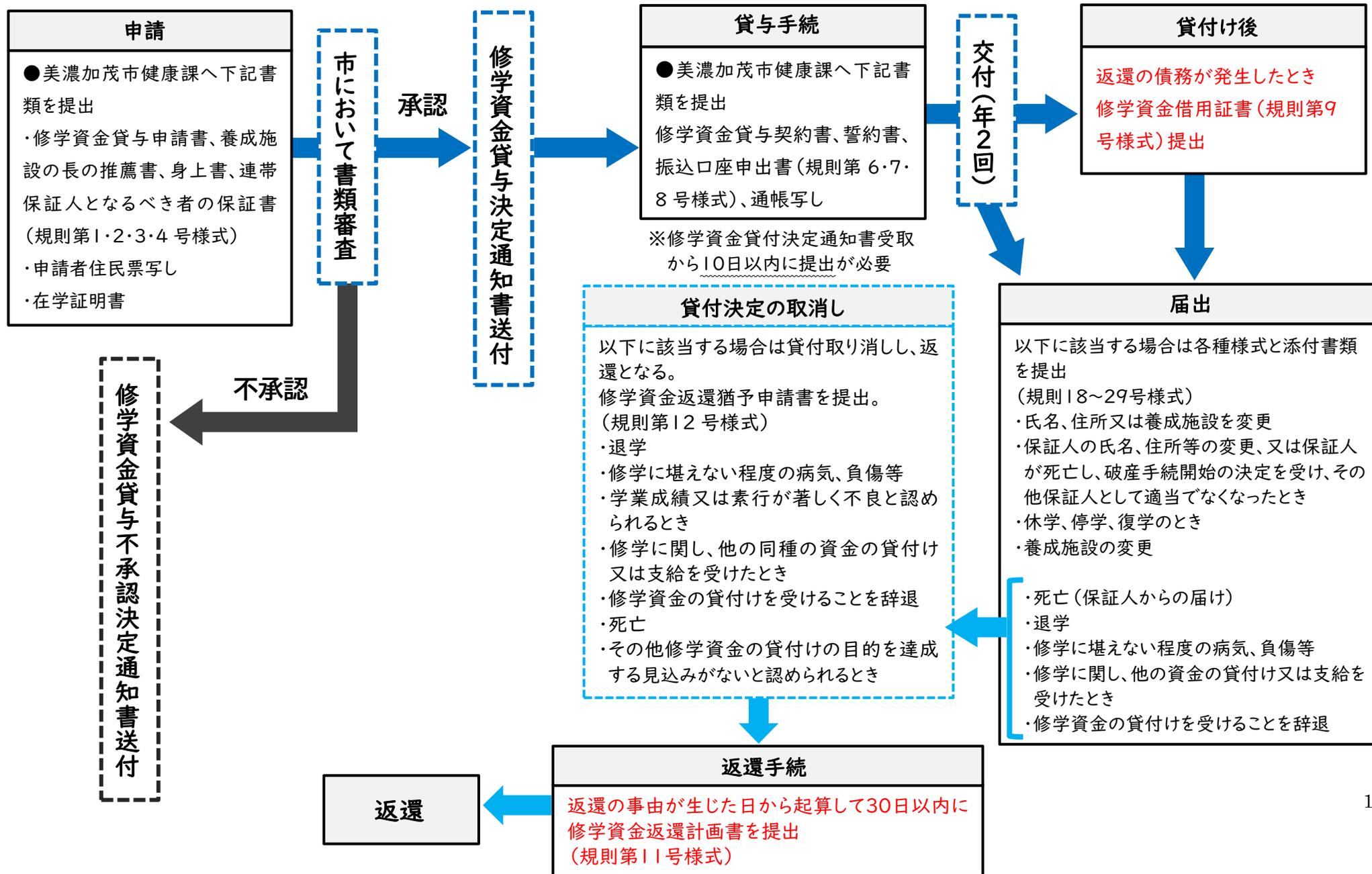
※「看護師修学資金貸与書類在中」と記載してください。

10. 修学資金貸付規則様式

名 称	番 号	ページ
美濃加茂市看護師修学資金貸与規則		
看護師修学資金貸与申請書	規則第1号様式	P13
養成施設の長の推薦書	規則第2号様式	P14
身上調書	規則第3号様式	P15
連帯保証人となるべき者の保証書	規則第4号様式	P16
看護師修学資金貸与可否決定通知書	規則第5号様式	P17
看護師修学資金貸付契約書	規則第 6 号様式	P18
看護師修学資金貸与誓約書	規則第 7 号様式	P21
就学資金振込口座申出書	規則第 8 号様式	P22
借用証書	規則第 9 号様式	P23
就業延期申請書	規則第10 号様式	P24
看護師修学資金返還計画書	規則第11 号様式	P25
看護師修学資金返還猶予申請書	規則第12 号様式	P26
看護師修学資金返還猶予決定通知書	規則第13 号様式	P27
看護師修学資金返還猶予不承認決定通知書	規則第14 号様式	P28
看護師修学資金返還免除申請書	規則第15 号様式	P29
看護師修学資金返還免除決定通知書	規則第16 号様式	P30
看護師修学資金返還免除不承認決定通知書	規則第17 号様式	P31

現況届	規則第18号様式	P32
看護師修学資金身分異動届(修学生)	規則第19号様式	P33
看護師修学資金連帯保証人異動届(修学生)	規則第20号様式	P34
看護師修学資金貸与辞退届	規則第21号様式	P35
看護師修学資金被貸与者身分異動届	規則第22号様式	P36
看護師修学資金連帯保証人異動届(被貸与者)	規則第23号様式	P37
養成施設卒業(修了)届	規則第24号様式	P38
看護師免許取得届	規則第25号様式	P39
業務従事開始届	規則第26号様式	P40
業務従事市内医療機関変更届	規則第27号様式	P41
業務従事廃止届	規則第28号様式	P42
死亡・失踪届	規則第29号様式	P43

11 申請から貸付け終了までの手続フロー



貸付け終了後からの手続きフロー

